

平成28年度 第1回  
函館市子ども・子育て会議  
会議録（要旨）

日時 平成28年11月15日（火）  
午後6時30分～

場所 函館市役所8階大会議室

## 1 出席者

### (1) 委員 17人

館委員，佐藤委員，相澤委員，岡野委員，亀井委員，岸田委員，木村委員，黒龍委員，高田委員，玉利委員，中村（啓）委員，三浦委員，村本委員，池田委員，原子委員，本田委員，高間委員

（欠席：中村（郁）委員，依田委員，小坂委員）

### (2) 事務局 15人

堀田子ども未来部長，万丈子ども未来部次長，宿村子ども企画課長，木村子どもサービス課長，兵庫子育て支援課長，小林次世代育成課長，長船母子保健課長，有澤子ども企画課主査，水野子どもサービス課主査，三上子どもサービス課主査，佐藤子育て支援課主査，新井次世代育成課主査，三浦母子保健課主査，菊地子ども企画課主事，米澤子ども企画課主事

### (3) 傍聴者 0人

## 2 配付資料

次第

資料1 函館市子ども・子育て会議概要

資料2 函館市子ども・子育て会議委員名簿

資料3 函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の状況について  
（計画期間：平成27年度～平成31年度）

資料4 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について  
函館市子ども条例概要版リーフレットおよび条文

## 3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

### 1 開会

【事務局（有澤主査）】（開会宣言）  
（委員20名のうち17名が出席していることから，函館市子ども・子育て会議条例に基づき会議が成立していることを報告）

### 2 子ども未来部長あいさつ

【事務局（堀田部長）】 皆様こんばんは。子ども未来部長の堀田でございます。4月に人事異動がございまして，市民部から子ども未来部に参りました。どうぞよろしく願いいたします。

本日はご多忙のところ，委員の皆様におかれましては，平成28年度第1回函館市子ども・子育て会議にご出席いただきまして，誠にありがとうございます。

また，日頃から，本市の子ども・子育て支援施策の推進に多大なるご理解とご支援を賜り，心から感謝申し上げます。

この会議は子ども・子育て支援法に基づき，本市の子ども・子育て支援事業計画の策定や，各種の子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議することなどを目的に，平成25年4月に設置したものであります。

その後，平成25年7月に最初の会議が開催され，延べ9回

の会議で、委員の皆様からいただいた多くの貴重なご意見、ご提言を踏まえ、平成27年3月に「函館市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

また、今年3月には、子どもの人権が尊重され、子どもが健やかに成長でき、安心して子育てができるまちの実現を目指し「函館市子ども条例」を制定し、4月から施行しております。

子どもを取り巻く課題としては、全国的に少子化が進行していることや、女性の社会進出や核家族化などにより高まっている保育ニーズへの対応、地域経済の低迷などの社会的な構造などによる子どもの貧困、さらにはいじめや虐待などがございます。

本市においても、これらの課題への対応や問題解決に向け、施策推進の柱となる「子ども条例」と、その基本計画と位置づけているこの「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種の施策を推進していく必要があるものと考えております。

このようなことから、本日は、子ども・子育て支援施策の効果的な推進に向け、皆様からの忌憚のないご意見をいただきますとともに、日頃から教育や保育などの現場で子どもと関わっている方や現に子育て中の方など、委員の皆様の貴重な情報交換の場となりますことをご期待いたしまして、皆様方に活発なご議論をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

### 3 委員および事務局職員の紹介

(委員および事務局職員の紹介)

(配付資料の確認)

(会議進行を会長に依頼)

### 4 議事

#### (1) 函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の状況について

【会長】 それでは、会議次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。

議事の「(1) 函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の状況について」、事務局から説明願います。

【事務局（宿村課長）】 「資料3 函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の状況について（計画期間：平成27年度～平成31年度）」に基づき説明

【会長】 事務局から資料3の説明がありました。

引き続き議事の「(2) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について」、事務局から説明願います。

なお質疑につきましては、先ほど説明いただいた資料3と、これから説明する資料4とで相互に関連がありますことから、この説明のあと、合わせて質疑を行いたいと思います。

(2) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について

【事務局（各課長）】 「資料4 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制について」に基づき説明

【会長】 事務局からの説明がありましたが、何かご質問やご意見等があれば、挙手していただければと思います。資料3、資料4どちらでも構いませんので。

はい、高田委員。

【高田委員】 資料3の4ページ、「放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実」のところで発言させてください。確か平成31年度までに61クラスという目標を設定したと思います。この間の推移を見ますと、26年度が47か所、27年度が49か所の56クラス、28年度が54か所の59クラスということですからずっと増えていっているのではないかなと思うんです。このままの勢いでいくと、多分来年でもう31年度の目標を突破してしまうんじゃないかなと。今現在も40名の定員をオーバーしてきているところが数か所あると聞いていますので。今は概ね40名という形でやっていますが、これがもっと厳密になっていったら、これでは受け入れが間に合わないのではないかなというふうに思っていますので、この辺の考え方を聞きたいかなと。

それから2つ目ですが、「放課後児童健全育成事業における公共施設の活用促進」ということで、学校や児童館を利用している学童保育所が現在21か所で、全体の箇所数の35パーセントが公共施設を利用しているということなんですね。これからどんどん公共施設を利用しようということですが、今学校再編が進められていて、これによって学童保育所の確保が滞っているというか、進まなくなっているのではないかなというふうに思います。その辺をお話いただければというふうに思います。箇所数を増やさなくちゃいけない、公共施設も利用できないというとても大変な状況になっているのかなというふうに思います。

それから3つ目で、障がい児保育なんですけど、現場の先生方すごく困っています。このデータを見ますと、幼稚園が10か所で42名、保育所が16か所で37名、学童保育所は39か所で56名を受け入れているということで、障がい児認定を受けているお子さんが増えていっているということですね。さらに、認定を受けていない子の対応をどうしようかということで。学校では大丈夫です、と言われるんだけど、学童保育に来ると、とてもじゃないけど情緒的に上手くいかない、そういう子ども達も随分沢山います。保育園、幼稚園、学校との連携をもっと強めていかなければいけないのかなと思っているのですが、その辺お願いいたします。

【会長】 高田委員から3つ質問がありました。それぞれお答えいただ

ければなと思います。

【事務局（小林課長）】 まず目標が施設数の目標に対して超えてしまうのではないかとということですが、確かに学童保育の状況を見ますと、施設数がどんどん今増えているということになっております。その要因としては、母親の就業率の増加ですとか、開所時間の延長などでの利用促進、また、利用料の減額を図ったことなど、色々考えられるところでございます。

当初計画は、平成27年度の推計児童数をもとに算出されておりますが、子ども・子育て支援新制度の施行ですとか、利用料軽減など様々な施策などがございまして、今後については計画の見込みは上回ってくるのではないかとというふうに想定しております。そのために、提供体制について不足が無いよう、不足が見込まれる校区においては開設を増やしていくなど、必要な量については確保してまいりたいと今は考えております。

それから2つ目、公共施設の活用に関係して学校再編のお話がございましたけれども、学校再編は教育委員会の方で今進めています。教育委員会が検討している再編後の状況が、まだ分からない状況でございまして、ただ、市といたしましては再編後の校区につきましても、保護者が安心してお子様を預けることのできる環境の確保に努めて参りたいと考えています。再編後の余裕教室の状況についての詳細は、現段階では明らかではないということでございますので、個別のクラブが今後どのようなかについてはお話できないところでございます。ただ、それ以外の部分の利用できる公共施設については、これまで通り活用を推進してまいりたいと思います。

それから3つ目の、障がい児の対応でございましてけれども、学童保育の支援員を対象にした研修会などにおきまして、障がい児の対応についてですとか、その辺の研修を今年度も行っております。今後におきましても研修などを通じて対応を進めてまいりたいと思っております。また、学校との連携についても、随時教育委員会と情報共有しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 今、市の方から3つありました。1つ目については、臨機応変に対応するということですね。

【高田委員】 すみません。2つ目の公共施設のところがすごく今困ってまして、保護者の方達も、再編後うちの学童は無くなるのではないかと心配しています。市は大丈夫ですよと言ってくれるんですけど、状況が全然見えないものですから、どこにどうなるのかと。「学校から遠くなるんですか？近くなるんですか？」とか「学校の中に入れるんですか？」とか色々なことで心配が広がっているということです。

それで私の考えなんですけど、1年生でクラスの半分が学童に通っているような地域もある、そのような現状なので、再編の時にそのようなことも視野に入れていただけたらと。そうい

うふうにしていかないと進まないのではないかなと思っており  
ました。

【相澤委員】

学校再編に関わっては、市の教育委員会の方で、当初案を加速して一括して再編を進めるということ今年出したんですよね。その後、地域の方から再編を望むところもあるのですが、逆に地域の方から再編を望まないというところも出ている。そこら辺に対して、子育て支援という観点で、例えば具体的に言うと、旭岡小学校は上湯川小学校に再編するという案が出て、そうなった時に、旭岡地区の子ども達が通うような施設がなくなる。そういうことも含めて地域から不安の声が上がっています。学童保育の話も出ましたけれど、子ども・子育て会議からも要望があるということを出していく必要があるのではないかと。ただ子どもの数が減っているということだけで、地域性や今までの伝統文化などを考慮しないまま、拙速に再編を加速するというのはいかがなものかと考えますので、その辺は私もこの委員会の中で意見を言っておきたいと思います。

【会長】

再編について、学童とかのニーズを考慮してもらえないかということですけども、市の方からお願いします。

【事務局（小林課長）】

先ほどの学校再編後における学童保育所とこれからの開設についてでございますけれども、そういうお話があったということをお話委員会へ伝えてまいりたいと考えております。ただ今段階では、状況が見えていないということは確かです。

【会長】

では、高田委員の質問については教育委員会へその旨を申し入れるということよろしいですか？

はい、では相澤委員どうぞ。

【相澤委員】

まず1つ目、資料3の27ページ、「(仮称)DV被害者同伴児童サポート事業」に関して、「事業化に向けて検討中」ということなのですが、函館市内にもですね、ウィメンズネット函館等、民間・ボランティアが中心になってDVのシェルターを設けたりしているところがありますよね。そういった部分についてどのくらいあるのかとか、どういうことをやっているのかということ、どの程度押さえているのかということ。そしてその運営状況についても併せてどの程度押さえているのか。具体的に申し上げますとウィメンズネットはDVに対する駆け込みのシェルターを、6名の無償のボランティアスタッフでやっているのですけれども、収入源が道からの補助金です。その補助金はシェルターに人が入っていないと出ないという形です。でも緊急のニーズはあります。子どもも含めて一緒に避難してくるという場合がありますので、そういった部分について道からの補助だけでは足りていないという状況も理解していただき、その辺事業化という部分について今後どう考えていくのか。

それから2つ目、奨学金のことです。小中学校へ入学する子

ども達への入学準備給付金は、先ほど2万円または3万円で、だいたい33.4パーセント支給されているという話でしたが、高校の方の貸付事業の金額はいくらですか？

【事務局（宿村課長）】 市の奨学金制度は、高校進学の場合、月額、国公立は1万円、私立は1万4千円の貸し付けをしております。

【相澤委員】 小中学生のものに比べると人数が極端に少なくて高校は20人なんですよ。周知が足りないのかニーズが少ないのかという話になると思いますが、私どもの方でも実は返還義務なしという奨学金制度があり、1人10万円で、高校の入学1回に限りということで募集しているのですが、函館市内から100人を超える応募があるんですよ。全体に周知しきれている訳ではありませんが。だから潜在的なニーズはかなりあるというふうに思っております。

それから、資料3の34ページ、「奨学金貸付事業」、これは利子ありですか、なしですか？

【事務局（宿村課長）】 市の貸付制度は基本的に無利子で貸付をしています。

【相澤委員】 無利子ですね。結局高校を出て大学へ行くと、更に奨学金を借りて利子が付いて400万円、500万円とかの実態があると。これが倍に重なっていくと、子どもを大学まで出すのは、家庭の状況を考えると非常に厳しいというのが今の状況だと思います。従って入学準備金というのは返還義務はないと思うのですが、この額と枠の拡大を検討していく必要があるのではないかと。例えば奨学金の希望者には、両親がいなくなって祖父母が育てていて、いわゆる年金で子育てしている方も、市内には結構いるんですよ。そういうことを考えると、救済事業ということで枠の拡大を検討する必要があるのではないかと思いますので、現状の状況把握がどうなっているのかということを質問します。

【会長】 はい、それでは市の方からお願いします。

【事務局（兵庫課長）】 まずは「DV被害者同伴児童サポート事業」でございますけれども、現在その事業はNPO法人のウィメンズネット函館の自主事業として実施されております。ウィメンズネットさんでは、シェルターにDV被害者が入所した際に、同伴児童に対して生活必需品等が入ったウェルカムバッグを支給しています。それからシェルターから退所されたあとに児童が安心して憩える場の提供、クリスマスパーティとか、そういったこともやられていると伺っております。市の支援という部分についてはウィメンズネット函館さんには200万円の補助金を充てているという部分もありますし、サポート事業については寄付金なども活用して自主事業をされているという部分もございます、その辺りを見ながら、連携しながら今後検討してまいりたいと

考えております。以上です。

【事務局（宿村課長）】 それでは奨学金の制度につきましては私のほうからお答えをさせていただきます。まずは市の奨学金と入学準備金の貸付制度がございまして、高校進学時から対象としているものでございます。基本的に現状で言いますと、学生支援機構と同様の所得基準を用いまして、対象となる方から申請を受けております。基本的に申請を受けた方で、近年は貸付ができなかったというケースはございません。ただ入学準備金の貸付につきましては、進学先によって10万円から20万円の一時金の貸付、入学金等に使う貸付ですね。奨学金につきましては、高校生は先ほど申し上げたのですが、短大・大学・専修学校は2万円から4万円、国公立の大学であれば3万円なのですが、選択制で、1万円単位で貸付をしております。ただ、無利子とはいえ貸付の制度になるものですから、どうしても卒業後一定の猶予期間のもとで返還ということが生じております。市の制度とすると、貸付金自体は基金を運用しながら、貸した子ども達から返してもらったものを財源に、また次の子ども達に貸付をするということで回しているという状況もありますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

【相澤委員】 DV関係については、ウィメンズネットさんは、この間も寄付募集活動をしているんですよ。資金が足りなくて、かつかつなんです。なのでぜひ市としても早期の聞き取りを行って、助成体制、何ができるかということを考えていただきたいというふうに思っています。

それと奨学金についてですが、貸付ということが問題なんですよ。つまり返したくても返せない子がいる。だから最初から借りれない、借りないということが、この20人という数に結びついているのではないかなというふうに思っています。それと国の方でも給付型の奨学金を創設するという審議が始まっているところです。従って函館市としても子どもの未来を保障するという観点で、無制限の枠ということは今の市の状況を考えた上では無理だと分かっていますが、方向性を示すという意味では、給付型の奨学金制度を設立することを要望していく必要があるのではないかなと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいということをお願いします。

【会長】 要望ということですけども。

【事務局（宿村課長）】 現在国が検討を進めている、返済が要らない、給付型の奨学金ということで、一定の所得制限ですとか選定基準等も今検討されているという情報を私どもも持っておりますので、今日出された意見は市としてもしっかりと受け止めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

【会長】 ということですが相澤委員よろしいですか、はい。



実際、貸付の奨学金は借りれなくなっている、借りない子ども達が多くなってきています。学校の方にも民間を問わず色々な奨学金の案内が来るんです。だけど借りる子ども達はだんだん少なくなっている。それでだんだん給付型になってきている。

グループホームでやっていることと同じように、ユニットでやっている特別養護老人ホームとかがある訳で、そのユニットケアの連合会の方で今やっているのが、介護福祉士を取得するというを目的にした生徒に対して、月1万円ずつで、年間12万円を3年間と、就職のときの準備金の14万円。計50万円差上げますというような給付型の奨学金とかも出てきます。その代わり特別養護老人ホームに2年間は必ず勤めてくださいということで、全国の福祉の公聴会があって、私その対応の理事を任されているのですけれども、今交渉しながら、もっと細部にわたって詰めていっている状況です。

だんだん奨学金は給付型に移行しつつある、貸与型はだんだん借りなくなっている。大学生も、返せない状態になってきているんですね。だから相澤委員の言うことは私もよく理解できるのですが、でも函館市の財政を考えたらどうかなと思ったり。その辺はご検討ください。

他に質問ありますか？はい、高間委員。

#### 【高間委員】

質問ではないのですけれども。3人の子育てをされていて、先日キラリス函館に早速行かせていただきました。一番下の子が小学校高学年で大きいので、小さい時にこういうのがあったら良かったね、楽しそうだね、やりたいねって言いながら見てまいりました。せっかく素敵な箱物ができて。まだ中身としてはきっと発展途上なんだな、途中かなという感じもしましたので、これからますます素敵な、函館に転入してきた方々が利用して、色々繋がっていかれる施設になっていったらいいなと思っていました。

希望といたしましては、社会福祉協議会のバスとかを利用して、そこに集まったお母さん達が、外に、自然の中に遊びに行けるような取り組みを、年に2回でも3回でも良いので募集して、そのような取り組みとかをして頂けると、より集まってくると思うので、あったらいいなというふうに思って見てまいりました。

あともう1点は、今、スマホとかゲームとかに関する問題がかなり子ども達の中で根深いんじゃないのかと、子育てしていて思います。函館市は特に色々な学校からのアンケートとかを見ましても、ゲームとスマホに関する時間が長くて、学校の方でも「ノーゲームデー」とかを作って、取り組みをしている段階ではありますが、やはり子どもも大きくなってくると、学校から手紙が来ても、親には見せないみたいなのところがあって。そういうことに対するもどかしさが学校現場にもあると思いますし、子育てをしている自身もそういうものの扱いで危惧するところもありますし。子育て中のお母さんも授乳をしながらス

マホを片手でやっているとか、色々な公共施設でも子どもをほったらかしてお母さん達自身がスマホ依存なのかなということがあります。これからの函館市の子育てを考えた時に、すごく大きな問題になっていくのかなと思うので、学校からだけではなくて、乳児健診とかでも、スマホに使われる人間になるんじゃないかってスマホを使いこなす人間というか、そういったことを啓発していかないと、と。学校現場も大変、いじめの温床にもなってしまいます。スマホを使う時間が多くなっていくことを自分の子どもも周りの子どもも目の当たりにしているので、今後考えていく何か手だてがないのかなと常々思っています。以上です。

【会長】 三浦委員どうでしょう？小学校では。

【三浦委員】 今お話のあったスマホやゲーム、本校でも結構所持率が高い方だと思っています。学校としては子ども達に年1回、危険性だとかこういう怖いこともあるんだよということを情報モラル教室で指導しているのですが、やはり学校としては保護者の方にも情報モラル教室になるべく来ていただきたいと考えています。そして、子どもと一緒に話を聞いてもらい、同じ立場、同じ考え方で、学校・家庭・子どもの三者で共通理解を進めたいと思うのですが、現実としてはモラル教室に来ていただける方は、どちらかというと熱心で理解のある方。もう少し頑張ってもらいたいという方などは、なかなか来ていただけないという悩みはあります。こういうことは、学校でも指導しますが、保護者や地域の方の理解と協力も必要だと思っていて、PTAの方にもお願いをしていますし、地域の方、学校評議員の方などに会う時にも話をしているところです。学校としては、スマホやゲームなどの課題に対応する取組の輪を少しずつ広げていきたいなと思っているのですが、やはりなかなか難しい話題だと思います。

【会長】 現実だね。はい、岡野委員。

【岡野委員】 三浦委員から色々な話出ましたけれども、小学校も大変な意識の変化があって良かったなと思っています。私ども中学校としても入学説明会でスマホは持たないようにとお願いしているのですが、小学校の段階でかなりの方が買われます。小学校も当初GPS機能を強調するんですね。スマホを持たせないで子どもの安全どうやって守るんだと。私どもは入学説明会で、小中学生にスマホは要りませんと断言しています。かなりの抗議を受けます。小学校では良いと言っているのに何で中学校はダメにするんだということでもありますけれども、いじめの温床というお話ありましたけれども、確かにそういう現実はあります。あつという間に全国からいじめのメールが来ます。だらだら死ね死ね死ねというのが何時間もきたりして大変な苦勞をしております。そういう中でスマホの制限は、街によっ



【事務局（宿村課長）】 高間委員おっしゃる通りですね、スマホについては使われるのではなく、使いこなすというのが全くその通りだと思います。市としてもアプリの開発ということでスマホを活用したような取り組みを進めているのですが、確かに使い過ぎだとか依存的な状況というのは子どもだけでなく、保護者にとっても良くない状況にあるというのは十分認識しているところでございます。ご提案のあった健診時だけではなくて、子ども未来部としては様々な就学前児童と、その保護者を対象とした取り組みもあるものですから、今後どのような取り組みが可能かも含めて少し検討していきたいなというふうに思っています。以上です。

【会長】 高間委員、いいですか今の答え。小学校、中学校、PTA連合会、市からも返答をもらいましたけれども。これはみんなで取り組んでいかないとダメですよ。実際に私の高校の生徒を迎えに来る親達も、待っている間、車の中で何をやっているかっていうと、スマホですよ。親の方もそういう状況なので、PTAと色々な場面を踏まえて色々な取り組みをしていかなければいけないかな、そう思います。

はい、高田委員。

【高田委員】 資料3、28ページの「障がい児に関する知識・情報の提供」のところなのですが、9月時点では実績なしになっていて、見込みのところ「障がい者のしおり」と「ぱーそなるすけっち」の冊数が書いているのですが、これはどのような形で配布とか広めていこうということなののでしょうか。

【会長】 はい、では市の方からお願いします。

【事務局（宿村課長）】 はい、9月時点では、まだ印刷・発行等を行っていないということで我々は認識してございます。10月以降に印刷・発行をするということで、こういう記載になってございます。以上でございます。

【高田委員】 どころ辺のどういうところに配布とか、どういう活用の仕方をするとか。

【会長】 どういうところに配布するとか、これをどう活用していくのかとか、そういったところはどう考えているのかということですが。

【事務局（宿村課長）】 「障がい者のしおり」と「ぱーそなるすけっち」につきましては、例年発行している取り組みなのですが、詳細につきましては今この場でお答えできないものですから、本日出た意見等のとりまとめと合わせて、正確な情報として、後ほど回答させていただきますと思います。

【高田委員】

なぜそう言うかっていうと、現場で子どもの様子を見て、「これは大変だよ。」というふうに、学童保育の指導員から保護者に話をすると、もちろん保護者の方も変だなとちょっとは思っているけれど、なかなかそこまで辿りつかないというか、認めるのが大変というか、そういうことがいっぱいあるんですよ。現場ではこの子中心に思っても。子どもにとっても大変な状態になったりとかすることが沢山あります。そのところの垣根を払っていくというか、そういう取り組みをいっぱいしなきゃいけないのかな、まだまだ不足しているのかなと。保護者の方へ、こうすることがこの子にとって大事なんだというふうに思えるような情報というのを、もっともっと発信しなきゃいけないのかなということで、質問させていただきました。

【会長】

はい、では市の方からお願いします。

【事務局（宿村課長）】

いま高田委員からいただいたご意見も含めて、所管の障がい保健福祉課に伝えていきたいと思います。正式な配布先ですとか方法等も含めて回答させていただきます。

【高田委員】

よろしく願いいたします。

【会長】

先ほどのスマホの件けれども、大学はどうでしょう？本田委員。やはりスマホは盛んですか？授業中はいないでしょう？

【本田委員】

学生の様子ということですね。私は普段函館大学でカウンセラー、臨床心理士として、学生相談の勤務がメインなんですけど、授業を見てると、やはり授業中ずっとスマホを見ている大学生も多いですし、空き時間ですとか授業がない時間も、時間の過ごし方というのが、スマホ以外の過ごし方を知らないというか、分からない大学生くらいの世代の学生さんが多いのかなと。それが普通というか、当然の中で育ってきているので、それ以外の、外の自然の中に行くとか、そういうようなことの経験自体が少ないのかなというようには感じています。でも講義中にスマホを使っていると指導は一応するんですけども、隠れてというかコソコソと見たり、やはり多いなどは思います。

【会長】

困りますね。その子たちが大学を22歳で卒業して、間もなく母親になっている、そういう状況だから本当に根底からなんとかしなきゃならないという問題ですね。電車に乗っても、乗ってきた瞬間にもうスマホやってますからね。

これで小学校、中学校、高校、大学、PTA連合会、色々聞いたけれども、どこを聞いてもやはり大変なんですね。どこもみんな制限はしているのだろうけれども、大変だと思うから。根本的に取り組んでいかなきゃならない問題なんだと再認識させられましたね。

他に何か質問，意見が無ければ質疑を終わりたいと思います  
が。無いようですので，事務局から何かありますか。

(3) その他

【事務局（宿村課長）】

次回の会議の予定ですが，今年度につきましては，今回の1  
回のみ予定ですが，もし，万が一何か案件が生じ，会議の開  
催が必要となった場合には，改めてご案内させていただきたい  
と思います。

また，本日の会議で出されたご意見，ご質問等がいくつかご  
ざいますので，それらにつきましては，事務局の方でとりまと  
めのうえ，関係課へお伝えしながら回答が必要なものは書面で  
回答いただいて，会議録と併せて委員の皆様にお返ししたいと  
思っております。すぐの対応は難しいとは思いますが，遅くとも  
年内には整理したいと考えておりますのでよろしくお願いい  
たします。以上でございます。

【会長】

事務局から今お話があったように，先ほど色々な質問があり  
ましたことについては，会議録と一緒に返答してもらえると  
いうことですので，よろしくお願いいたします。

(4) 閉会

【会長】

それでは以上をもちまして会議を終了いたします。  
委員の皆様ありがとうございました。